

由利本荘市防護柵修繕計画



令和4年4月改訂
由利本荘市建設部建設管理課

1. 防護柵修繕計画の策定にあたって

1. 1 背景と目的

由利本荘市が管理する道路延長は約2,100kmに及びます。これらの道路は市内各地域・公共施設を結ぶ幹線道路や、集落内などの地域に密着した生活道路などのさまざまな機能を有しております。これらの道路を長期的かつ効率的に維持していくためには各道路の性質にあった管理をしていく必要があることから、本計画を策定するものです。

1. 2 対象施設

この施設計画の対象とする付属物は、道路法第2条第2項に基づく道路付属物のうち、防護柵を対象とする。

2. 防護柵の現状

2. 1 管理道路の現状

管理道路の一部における必要な箇所に防護柵が設置されている。

(1) 管理延長

道路区分	(m) 管理延長	(本) 路線数
1級市道	366,857	130
2級市道	263,906	137
その他市道	1,450,993	3,399
計	2,081,756	3,666

令和4年4月1日現在

3. 防護柵の維持管理の基本的な考え方

3. 1 防護柵管理の基本方針

防護柵の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、防護柵の長寿命化や維持管理費のライフサイクルコスト削減を目指し第三者への被害を発生させず、特に、1級や2級の幹線市道については、点検の頻度を高め、安全で合理的な管理を行います。

3. 2 管理防護柵の分類

代表的な防護柵の種類	区分
ガードレール	主に車の衝突に耐えることの出来る路側式の付属物
横断防止柵等	主に車道と歩道を分離する際に用いる路側側の付属物

3. 3 点検方法・点検頻度

【防護柵】

種類	点検方法	点検頻度
ガードレール	巡視の機会を通じた状況把握	
横断防止柵等	巡視の機会を通じた状況把握	

4. 計画期間

- 当該個別施設計画の計画期間は10年とし、以後5年ごとに見直しを図ります

5. 対策の優先順位

- 防護柵の損傷状況、第三者への被害の深刻度、路線の重要性、交通量等を考慮し補修の優先順位を決定します。

6. 点検・診断の手法

【防護柵】・・・目視点検調査

職員の巡回時等に損傷状況の確認や対策必要性の有無を判断する。

7. 点検・診断結果

【防護柵】

H29-R3 点検	点検実施	対策不要	対策必要
延長	1,250.5m	0m	1,250.5m
路線	12本	0本	12本

令和4年4月1日現在

8. 対策内容・実施時期

8. 1. 対策内容・実施時期一覧

【対策内容・実施時期】

NO	地域名	路線等級	路線名	点検結果	延長(m)	対策内容	実施年度
1	本荘	2	小園線	対策必要	300.0	撤去・歩車道境界ブ ロック設置	H30-H31
2	本荘	1	西日本荘線	対策必要	120.0	撤去・更新	H30
3	矢島	他	八ツ杉線	対策必要	50.0	撤去・更新	H30
4	東由利	1	石高線	対策必要	50.0	撤去・更新	H30
5	由利	他	田代西由利原線	対策必要	100.0	撤去・更新	H31-R2
6	本荘	2	表尾崎町線	対策必要	168.5	撤去・更新	R2
7	由利	他	立井地1号線	対策必要	30.0	撤去・更新	R3
8	由利	他	蒲田平石線	対策必要	30.0	撤去・更新	R3
9	岩城	1	道川中央線	対策必要	114.0	撤去・更新	R3
10	岩城	1	二古亀田線	対策必要	96.0	撤去・更新	R3
11	西目	2	浜山・海士剥線	対策必要	60.0	撤去・更新	R3
12	岩城	他	庁舎連絡線	対策必要	132.0	撤去・更新	R4
				合計	1,250.5		

附 記

平成30年4月策定

平成31年4月 第1回改訂

令和2年4月 第2回改訂

令和3年4月 第3回改訂

令和4年4月 第4回改訂